

令和 8 年度 重要事項説明書

社会福祉法人サン福社会
大東保育所

目次

1	事業の運営主体	3
2	保育所の概要	3
3	保育所での保育について	3
4	職員体制.....	4
5	保育を提供する日	4
6	施設の平面図と概要	5
7	保育を提供する時間	6
8	利用料金	6
9	支払方法	8
10	1日の過ごし方	9
11	給食等について	10
12	保護者に用意していただくもの	11
13	登所・降所について	12
14	保育所と保護者との連携について	13
15	健康診断、健康管理について	13
16	感染症対策について	14
17	嘱託医（芦屋市医師会及び芦屋市歯科医師会からの推薦により委嘱しています。）	17
18	インクルーシブ教育・保育について	17
19	地域交流、子育て支援について	17
20	保育の自己評価について	17
21	実習生の受け入れについて	17
22	トライやるウィークの受け入れについて	17
23	非常災害時の対策	17
24	賠償責任保険の加入状況	21
25	虐待防止のための措置	21
26	個人情報の保護について	21
27	関係機関との連携	21
28	ビデオと写真の取り扱いについて	21
29	苦情相談窓口	22
30	その他のお願い	22

保育の提供の開始にあたり、当所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人サン福祉会	
事業者の所在地	宝塚市山本西1丁目4番1号	
電話番号・FAX	TEL 0797-82-1280	FAX 0797-88-6700
代表者氏名	理事長 山田 慎治	

2 保育所の概要

種	別	保育所					
名	称	社会福祉法人サン福祉会 大東保育所					
所	在	芦屋市新浜町 1-1 (旧新浜保育所)					
電 話 番 号 ・ F A X		TEL 0797-22-0089		FAX 0797 - 62 - 6868			
ホ ー ム ペ ー ジ		https://sunfukushikai.wixsite.com/daito					
所	長	氏	名	稲庭 真希			
開	設	年	月	日	令和4年4月1日		
利 用 定 員 （ 年 齢 別 ）		0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
			5 人	10 人	15 人	15 人	15 人
取 扱 保 育 事 業		通常保育、延長保育、インクルーシブ教育・保育、子育て支援（園庭開放、ベビーマッサージ・育児相談、親子体験「にこにこクラブ」）、病児保育（体調不良児対応型）					

3 保育所での保育について

教育・保育理念	未来を担う子ども達のために、今の我々ができる最善を尽くす
基本方針	1 子どもの健康と安全を基本にして保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う 2 子どもが健康安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより健全な心身の発達を図る 3 心身ともに健康な「豊かな人間性・自主性・自立心・協調性」をもった子どもを育成する 4 乳幼児などの保育に関する要望・意見、相談に際してはわかりやすい用語で説明して、公的施設としての社会的責任を果たす
保育目標	のびのび元気に遊ぶ 元気・勇気・根気のある子ども

年 齢 (ク ラ ス 名)	年 齢 別 目 標	
1 歳児 (もも組)	“せんせいといっしょに”	
	養護	・身の回りのことを自分でしようとする気持ちを育む
	教育	・基本的信頼関係の確立の中で十分な探索活動を楽しむ
2 歳児 (つくし組)	“じぶんでできるよ”	
	養護	・基本的生活習慣の自立の芽生えを育む
	教育	・五感を使って遊びを存分に楽しむ
3 歳児 (さくら組)	“いっしょにあそぼう”	
	養護	・遊びを通して人との関わりを深め社会性を高める
	教育	・遊びを通して様々なものへ興味や関心を高める
4 歳児 (すみれ組)	“みんなといっしょに”	
	養護	・基本的生活習慣の確立
	教育	・仲間同士同じ目的を持って活動する中で他者とのつながりを深める
5 歳児 (ひまわり組)	“ちからをあわせて”	
	養護	・自立心を高め、見通しを持って安定した生活を過ごす ・様々な活動に意欲と自信を持ち取り組む力を身に付ける
	教育	・仲間を大切に、共に一緒に様々な経験をする中で人生の宝物を見つける

・ 4 職員体制

所 長	1 人 (常 勤 : 1 人)
主 任	1 人 (常 勤 : 1 人)
保 育 士	16 人 (常 勤 : 7 人・非常勤 : 9 人)
調 理 員	3 人 (常 勤 : 2 人・非常勤 : 1 人)
看 護 師 ・ 事 務 員	1 人 (常 勤 : 1 人)
用 務 員	1 人 (非常勤 : 1 人)
事 務 員	1 人 (常 勤 : 1 人)

5 保育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
休 所 日	日・祝日・年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)

6 施設の平面図と概要



7 保育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日 から 金曜日 まで	午前7時から午後6時まで (午後6時から午後7時までは延長保育を実施)
土曜日	午前7時から午後6時まで

(2) 保育標準時間認定※に関する保育時間（最大11時間）

※保護者が就労・就学（1日6時間以上）、妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVのおそれがある方が該当する区分

通常保育	午前7時から午後6時まで (実際の保育時間は、保護者の仕事・通勤時間などを考慮して、決定されます。なお、産休中や仕事がお休みの日の保育時間は、概ね午前9時から午後4時30分までになります。)
延長保育	夜:午後6時から午後7時まで(月曜日から金曜日まで) (延長保育を利用される方は、事前に別途申請書及び勤務証明書等の提出が必要です。また、土曜日の延長保育はありません。)

(3) 保育短時間認定※に関する保育時間（最大8時間）

※保護者が就労・就学（1日6時間未満）、求職活動、育児休業取得時、病気・けがの方が該当する区分

通常保育	午前8時30分から午後4時30分まで (実際の保育時間は、保護者の仕事・通勤時間などを考慮して、決定されます。)
延長保育	朝:午前7時から午前8時30分まで 夕:午後4時30分から午後6時まで 夜:午後6時から午後7時まで(月曜日から金曜日まで) (延長保育を利用される方は、事前に別途申請書及び勤務証明書等の提出が必要です。また、土曜日は、夜:午後6時から午後7時までの延長保育はありません。)

8 利用料金

保育料	支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。詳細は芦屋市「保育所・認定こども園のしおり P.19」をご参照ください。 ※保育料が減額されることはありませんが、3か月以内であれば自己都合の旅行や里帰り出産で休所することは可能です（この場合、休所届の提出は不要です。）
延長保育料	基本料金：月額2,000円 ※月に1度も利用しない場合でも必要となります。 利用料金：1回 200円 (保育短時間の方については、朝・夕の延長保育のみ利用した場合、同一階層における保育標準時間認定の保育料と保育短時間認定の保育料の差額が上限となります。) 毎月末で精算し、翌月、芦屋市が徴収します。 詳細は芦屋市「保育所・認定こども園のしおり P.13」をご参照ください。
実費負担	次ページ「保育所における実費負担について」をご確認ください。

<保育所における実費負担について> ※令和8年・2月現在

(1) 実費負担内容・負担額については下表を予定しております。

※物価高騰により年度内でも金額が変更する場合があります。

(単位：円)

	物品関係				給食関係
	入所・進級時		随時		
	内容	金額	内容	金額	
1 歳児	スポーツ保険※3	300			
	帽子※1	1.133			
	計	1,433			
2 歳児	スポーツ保険※3	300			
	帽子※1	1.133			
	スモッグ	2,100			
	計	3,533			
3 歳児	スポーツ保険※3	300	行事費 参考 (昨年度保護者負担額)	秋遠足：1,000 円	5,900※2
	帽子※1	1.133			
	はさみ	520			
	のり	135			
	クレパス	720			
	スモッグ※1	2,100 (2,200)			
	計	4.908 (5.008)			
4 歳児 (必須分)	スポーツ保険※3	300	行事費 参考 (昨年度保護者負担額)	春遠足：1,000 円 秋遠足：1,000 円	5,900※2
	帽子※1	1.133			
	シール・帳面	720			
	はさみ	520			
	のり	135			
	クレパス (16 色)	720			
	色鉛筆 (12 色)	759			
	スモッグ※1	2,100 (2,200)			
	計 (上記道具を合わせて 全て購入した場合)	6.387 (6.487)			
5 歳児のみ (必須分)	スポーツ保険※3	300	行事費 参考 (昨年度保護者負担額)	春遠足：1,000 円 秋遠足：1000 円＋ 芋代 800 円 令和 7 年度)	5,900※2
	帽子※1	1.133			
	シール・帳面	720			
	はさみ※1	520			
	のり※1	135			
	クレパス (16 色) ※1	720			
	竹馬	1700			
	色鉛筆 (12 色) ※1	759			
	スモッグ※1	2,100 (2,200)			
	鍵盤ハーモニカ 唄口	396			
	計 (上記道具を合わせて 全て購入した場合)	8.483 (8.583)			

※1 ……入所又は進級時に購入(購入後破損・消耗した場合購入要)

※2 給食費内訳……主食費 (1,000 円)、副食費 (4,900 円)

※3 スポーツ保険 (一部法人負担) ……保育所は入所と同時に独立行政法

人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。保育所の管理下における負傷、疾病に対して医療保険各法に基づく診療の初診から治癒までに要した医療費総額が 5,000 円(保険点数 500 点)以上のものについて、医療費総額の 4 割相当額の給付が受けられます。

また、給付を受ける場合は、芦屋市の福祉医療制度助成制度(乳幼児等医療、こども医療、母子家庭等医療及び障がい者医療)は適用されませんので、受給者証を使用せず、保険負担診療(2 割)で精算してください。給付金は申請し受理されてから 3～4 か月後に給付されます。

(2) 実費徴収に係る補足給付制度について

生活保護世帯及び中国残留邦人等支援法の適用世帯並びにこれらに準じる世帯(生活保護世帯等)また市町村民税所得割額が一定以下の世帯の方を対象に、制服や帽子などの費用(実費徴収)の一部を補助します。対象となる実費は教材費・行事費等(具体的な補助対象の有無は下記のとおりです。)です。また、手続きについては、年 2 回の申請が必要になります。実費徴収のうち、4 月分から 8 月分までは、9 月末日(土・日・祝日の場合は前日)までに、9 月分から翌年 3 月分までは、翌年 4 月の第 3 週目の金曜日(祝日の場合は前日)までに芦屋市に、申請書及び利用している保育施設発行の領収書のコピーを提出してください。お振込みは申請いただいた月の翌月末頃となります。詳細については、芦屋市までお問い合わせください。

《補助額》

教材費・行事費等

◇生活保護世帯等及び市町村民税非課税世帯の方

⇒一人当たり 2,500 円上限/月

◇市町村民税所得割額が 57,700 円未満の世帯の方(ひとり親世帯等は 77,101 円未満)

⇒一人当たり 1,250 円上限/月

(ただし、1/2 が補助対象額)

《補助対象となるものの例》

制服・体操服、ノート・絵本、おむつ、かばん、シール帳・連絡帳、名札、ふとんリース代、絵具、カスタネット、卒業アルバム

《補助対象とならないものの例》

写真、DVD、PTA 会費、英語レッスン料、延長保育料

9 支払方法

※保育料・延長保育料について

芦屋市が徴収します。口座振替を利用される方については、毎月月末(金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日)に振替し、それ以外の方については、別途お渡しする納付書で、毎月月末までに納付書裏面に記載の指定金融機関の窓口でお支払いください。

※給食費・用品代等(保育料・延長保育料以外)について

保育所で徴収します。コドモンを利用して口座振替を行います。毎月 20 日(金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日)に引き落としを行います。19 日までに必ずコドモンで手続きを行った金融機関に入金をお願いいたします。

引き落としができなかった場合は、次月にまとめて引き落としをさせていただきます。

続くようであれば、直接、保育所に持参していただきます。

入所施設	支払先			
	保育料	給食費	その他費用	延長保育料(※)
市立保育施設	芦屋市	芦屋市	芦屋市	芦屋市
私立保育園	芦屋市	保育施設	保育施設	芦屋市
私立認定こども園	保育施設	保育施設	保育施設	芦屋市
小規模保育事業所	保育施設	保育施設	保育施設	芦屋市

※18時から19時までの延長保育料に限りです。

10 1日の過ごし方

(1) 1日の過ごし方

保育所での1日の過ごし方は、おおむね次のとおりです。

7:00～	順次登所 室内・戸外活動
9:00～	クラス別保育
11:30～	食事
12:30～	午睡（1時間～2時間程度）
15:00～	おやつ 帰宅準備
16:00～	室内・戸外活動 順次降所
18:00～	延長保育

※5歳児の午睡はありません。（ただし7月～9月は休息をとるために行います）

(2) 年間行事

行 事 計 画		保健衛生計画
4月	☆入所式・☆1・2歳クラス懇談会 ☆3～5歳参観クラス懇談会	春期健診（全所児） （内科外科、歯科） 歯磨き指導 尿検査（4、5歳児） 秋期健診（全所児） （内科外科、歯科） 視力検査 （3歳～5歳児）
5月	こどもの日の集い・交通安全教室・ ☆4・5歳個人懇談・☆2歳参観個人懇談	
6月	☆1歳参観個人懇談・☆3歳個人懇談・5歳児交流会 4、5歳バス遠足・水遊びのつどい	
7月	七夕まつり・なつまつりごっこ	
8月	水遊びおわり	
10月	☆運動会・5歳なかよし運動会(小学校区)・5歳いも ほり遠足・ハロウィン	
11月	3・4歳バス遠足・焼いも大会・1～2歳遠足ごっこ	
12月	☆生活発表会・クリスマス会・☆1歳個人懇談	
1月	新年の集い・☆3、5歳個人懇談・5歳震災遺構巡り	
2月	節分・☆4、5歳ひだまりコンサート・5歳児小学校 体験・☆3・4歳個人懇談・☆全クラス次年度説明会	
3月	ひな祭り・☆5歳児修了式・交通安全教室 ☆2・4歳個人懇談・5歳お別れ遠足・5歳お別れ会	
毎月	☆誕生日会・避難訓練・安全点検	

- ※ ☆は保護者参加行事です
- ※ 年に1～2回程度バス遠足（3～5歳児）があります。
- ※ 年に数回、お弁当を持って所外保育に行きます。
費用が発生する場合は参加有無の確認を事前にコドモンで行います。
- ※ 行事等については、その年の状況等で変更が有る場合があります。
- ※ 各ご家庭お子様の誕生日会の日に参観及び試食会を行います。

11 給食等について

(1) 年齢ごとの提供内容・摂取カロリーの目安

	提供内容				1 日の摂取 kcal の目安 (保 育 所 で の 摂 取kcal)
	牛乳	給食		おやつ	
		主食	副食		
1 歳児	○	○	○	○	950 kcal (456 kcal)
2 歳児	○	○	○	○	
3 歳児	○	○	○	○	1,300 kcal (585 kcal)
4 歳児	○	○	○	○	
5 歳児	○	○	○	○	

(2) 給食の提供に当たって

ア 給食の内容について

年齢に応じた調理方法や量により、安全で、衛生的な食事を提供しています。
また、生活に変化を与え、食を通して文化を知るため、年に数回行事食を実施しています。
給食と午後のおやつは調理室手作りの物を提供しています。
離乳食については、家庭と連携をとり、お子様に応じた食事の提供を行っています。

イ 給食の個別対応について

食物アレルギーの対応については、「保育所におけるガイドライン」（厚労省）に沿って作成した「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき実施しています。
その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。ご相談の上、医師の診断書（芦屋市の様式あり）に基づく、「完全除去・完全解除」で行い、できる限り代替食を提供します。

(※ 給食の個別対応は、原則、食物アレルギー、食物不耐症、宗教上の理由による場合のみです。)

また、毎月の献立表でアレルギー食材の確認ができるようにマーカーでラインをひき、調理師及び保育士が確認後保護者へ配布しています。

ウ 食育について

野菜等の栽培活動・クッキング保育・教材・食材を使つてのさまざまな取り組みなどを通じて、健康な生活の基となる「食育」に力を入れています。
また、毎月の献立表をコドモンにて配信していますので、給食内容の確認等にご利用ください。

12 保護者に用意していただくもの

(1) ・毎日持参いただくもの

【全員】エコバック（着替え）肌着・Tシャツ・ズボン・長袖Tシャツ・トレーナー）、
コップ、コップ袋、汚れ物を入れるスーパーの袋（1歳児は2枚）

以下は該当年齢クラス

【4・5歳児】ハンカチ

【3～5歳児】水筒

【1・2歳児】フェイスタオル（汚れた時用）

【1歳児】口拭きタオル2枚・エプロン2枚

【必要に応じて】紙おむつ

・その他ご準備いただく物

【3～5歳児】上靴・上靴袋、絵本バッグ（4.5歳児のみ）

【1～4歳児】午睡用上下布団・タオルケット2枚（5歳児は7～9月のみ使用）

布団とシーツは、二つ折りにした時にはっきり分かるように真ん中に大きく名前をつけてください。

・シャワーの期間にご準備いただく物

【3歳～5歳児】巻きタオル

【1、2歳児】フェイスタオル（シャワー拭き用）

・プールの期間にご準備いただく物

【1歳児】フェイスタオル

【2歳児】水着、水泳帽、フェイスタオル

【3～5歳児】水着、水泳帽、巻きタオル

※詳しくは別紙にてご確認ください

・冬季（1～3月頃）にご準備いただく物

【全クラス】戸外遊び用の薄手のショート丈のジャンパー（フード無しの物）

(2) 服装等について

- ・ 自分で脱ぐ、着るができる身体に合った動きやすい服で汚れてもいいものをお願いします。
- ・ 体温調節のために肌着を着用するようにしてください。
- ・ ロンパース等のつなぎの肌着はご遠慮ください。
- ・ フードや紐がある服、チュニック、スカート類は危ないので履かないでください。
- ・ ノースリーブやタンクトップ等の肩が出る服は内に着るようにしてください。
- ・ 靴は足にあったサイズで、脱いだり履いたりしやすい靴を履かせてください。
紐靴は避けてください。
- ・ 1・2歳は室内では裸足、戸外では靴下を履きます。
- ・ 天候に関係なく頭部保護のために帽子をかぶるようにしてください。
- ・ 髪ゴムは、飾りのない物をお願いします。
- ・ 登所時に長靴を履いてくる場合は、運動靴を持参してください。
- ・ 肌着（布パンツ）、髪ゴムをお貸しした場合は新しい物を購入してお返しください。

13 登所・降所について

(1) 登所にあたっては、次の点に留意してください。

- ・ クラス活動の始まる9時までに登所し、QRコードを打刻後、当番保育士に挨拶と体温を伝えてください。
- ・ 家庭での生活で変わったことがあったり、身体の調子が悪かったりするときは、必ず当番保育士に伝えてください。
- ・ 登所時の怪我や事故に関しては当番保育士に必ず伝えてください。
怪我の度合いによっては一度受診をして医師の判断を仰いでください。場合によっては保育をお断りする場合もございます。
特に、お子様が24時間以内に頭を打った場合、必ず受診していただき医師による許可を受けてから登所してください。
- ・ 前日に予防接種を受けた時はお預かりしますが、接種直後の当日保育はお預かりいたしかねます。
- ・ 登所が遅くなる時や休む場合は、午前8時30分までに必ず連絡してください。
(牛乳の有無・お迎え時間等)
連絡が無い場合はお仕事中でも9時30分以降に確認の電話をさせていただきます。
- ・ お仕事がお休みで登所される日の保育時間は9時～16時30分です。朝の当番保育士に『今日は仕事が休みです。〇〇に連絡をください』と必ずお伝え願います。
(緊急連絡先が職場になっている方は特にご注意ください。)
- ・ ローターや自転車置場が混み合わないよう、できるだけ短時間でお願いします。
- ・ 駐輪、駐車は通行の妨げにならないようにしてください。鍵は必ず施錠し、貴重品は手放さないようにしてください。事故やトラブルが発生した場合でも保育所では補償いたしかねますので必ずご自身でご管理をお願いいたします。
- ・ ベビーカー、抱っこ紐、ヘルメット、雨具は玄関エントランスに置いてください。
- ・ 登所・降所は、緊急連絡票に記入された決まった安全な経路を通ってください。

(2) 降所にあたっては、次の点に留意してください。

- ・ お仕事が終わられましたら、速やかにお迎えにきてください。
買い物等の私用は、お迎えを済ませてからにお願いします。
- ・ お迎えに来られたら、QRコードで打刻を行ってください。忘れた場合、延長料金が発生する可能性があります。もし、忘れた場合はすぐに保育所までご連絡ください。
- ・ 降所人数確認とお子様の安全の為必ず当番保育士に挨拶をしてから帰ってください。

(3) 迎えに来られる方について

行き違い防止やお子様の安全の為、迎えに来られる方については以下の通りとします。

原則として保護者またはこれに代わる方が、入力している予定時刻にお迎えをしてください。15分過ぎますと確認のためにご連絡させていただきます。時間やお迎えの方が変更になる場合は、お迎え予定になっている方から変更の電話を直接お願いいたします。

(4) 門扉の自動施錠について

防犯の観点から、正門に電気錠を設置しています。お子様が誤って一人で外に出ない為に正門の内鍵のかんぬきを最後まで必ず閉めてください。

開錠のための暗証番号は、保護者の方にのみお知らせいたします。

電気錠の暗証番号やQRコードの取り扱いは、必ず大人の方が行ってください。

また、暗証番号については、防犯上の観点から定期的に変更いたします。

詳しくは、後日お知らせする「正門の自動施錠について」をご確認ください。

9:30～以外の時間はインターホンを押していただき、カメラの前に立ってお名前をお伝えください。

14 保育所と保護者との連携について

- ・ お子様の様子や活動の内容は、保育士からの口頭での伝達、コドモンの連絡帳、ドキュメンテーション、お知らせ一斉配信、毎月のお便り等を通してお伝えいたします。
- ・ 『保育所における感染症対策ガイドライン』等を参考に日々の子どもの健康状態の観察を行います。また、毎月保健だよりを発行します。
- ・ お子様の普段の様子や生活について、個人懇談を行います。
- ・ クラス全体の様子や取り組みについて、クラス別懇談を行います。
- ・ 保護者に保育所での生活や活動を見ていただくために、参観を行います（参観日以外でもご都合の良い日にいつでも保育参観をしていただいております。その場合は、事前にご連絡ください。）

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断について

児童福祉施設最低基準に基づき、学校保健安全法に則って実施しています。

内科健康診断・外科健康診断（全所児）		年2回(春、秋)
歯科健康診断（全所児）		年2回(春、秋)
尿検査（4、5歳児）		年1回(春)
視力検査（3歳～5歳児）		年1回(秋)
身体測定	1・2歳クラス	毎月(身長・体重)
	3歳クラスから	年3回(4月・9月・1月)身長・体重 ※誕生月は測定します

(2) 病気や体調を崩したときの対応について

ア 保育所で体調を崩したとき

37.5度以上の発熱時や、複数回の嘔吐（おうと）・下痢があり、体調が思わしくない場合は速やかにお迎えにきていただくようにご連絡します。

熱性けいれん、アナフィラキシー等の急変を疑う場合は速やかに救急要請を行います

イ 薬の預かりについて

薬の預かりは原則行っていません。

病気などで診察を受ける際は、主治医に保育所に通っていること、及び保育所では薬の預かりを行っていないことを伝え、相談してください。やむを得ず、保育所で薬の預かりが必要な場合は、医師の指示書(保育所指定用紙「与薬依頼書」)が必要です。

市販の薬の預かりはできません。

薬の預かりについてのご相談は、所長又は保健担当職員までお願いします。

ホクナリンテープや虫よけシールを貼ってくる場合は名前を記入してください。

ウ 保育所で使用する薬について

応急処置のため、かゆみ止め、洗眼液を使用しますので、使用に際して気になることがありましたら、事前にお知らせください。

エ 緊急時の対応について

保育中に、健康状態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、保護者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医またはお子様の主治医に相談する等の措置を講じます。

お子様が怪我や体調不良などで緊急の連絡をする場合は、緊急連絡表の上位に記載されているところから電話をします。迅速に連絡するため仕事中でもつながりやすい番号をご記入ください。

保護者と連絡が取れない場合には、お子様の身体の安全を最優先させ、保育所が対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

アナフィラキシーショックを起こす可能性のあるお子様につきましては、緊急搬送に備え、情報をあらかじめ消防署に伝えることをご了承ください。

16 感染症対策について

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活するため、感染症はすぐに広がります。感染症が疑われる場合は、必ず医療機関で診断を受けてください。感染症にかかった場合、保育所生活が可能かどうか主治医の指示に従ってください。

発熱・下痢・嘔吐等の症状がある場合は、症状が治まるまでご家庭での保育をお願いします。

感染症予防のため、嘔吐、排泄物、血液で汚れた衣服は洗わずに袋に入れたまま、保護者に返却いたしますので、ご承知おき下さい。

以下の感染症の種類によっては登所の際、保護者記入の「登所届」、医師の「登所意見書」（有料）が必要な場合があります。

用紙は最後のページにありますのでコピーしてお使いください。

また、コドモンの「資料室」のPDFにもございますので合わせてご利用ください。

《登所届（保護者記入）が必要な感染症》

病 名	主な症状	かかりやすい年齢及び季節
インフルエンザ (季節性)	潜伏期間(1～4日) 症状：突然の高熱・咽頭炎・関節筋肉痛など	全年齢層
新型コロナ ウイルス感染症	潜伏期間(発症2日前～発症後10日程度) 症状：発熱・咳など咽頭炎や風邪と同じような症状	全年齢層

《登所意見書(医師の意見)が必要な感染症》

病 名	主な症状	かかりやすい年齢及び季節
麻疹 (はしか)	潜伏期間(8～12 日) 症状：元気なし→発熱・鼻汁・目やにが強くなる。 咳→発しんの順に進行する。 初めは風邪の症状に似ている。	生後7～8か月以降幼児期にかけて(幼児期に最もかかりやすい)春から夏にかけて流行期であったが、最近は年間を通じて発生する。
水痘 (みずぼうそう)	潜伏期間(14～16 日) 症状：不機嫌→食欲不振・頭痛・発熱があとときもある→1日以内に発疹。 発しんは顔・頭・胸と進み全身に発しんが出そろふまでに5日くらいかかる。 口・耳の中にまで出ることがある。	生後3～6か月以降幼児期(2～6歳)に最もかかりやすい。 冬から春に多い。 特に集団にいる場合。
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	潜伏期間(16～18 日) 症状：発熱・嘔吐・食欲不振があり物を食べると耳が痛む。1～2日して耳下腺がはれてくる。(耳のすぐ後ろの下)	3～10歳の間に主にかかりやすい。年少児がかかると症状が出にくいことが多い。 流行の多くは地域的にみられる。 髄膜炎を合併することがある。
風しん (三日はしか)	潜伏期間(16～18 日) 症状：軽い熱と同時に発しんし(顔から下のほうへ)リンパ腺が腫れる。1～2日で熱が下がり3～6日で発しんが消える。	生後6か月以降5～15歳の間に主にかかりやすい。
咽頭結膜熱 (プール熱)	潜伏期間(2～14 日) 症状：発熱・咽頭痛・結膜の充血。	幼児期から小学生期に多い。
百日咳	潜伏期間(7～10 日) 症状：日増しに強くなる咳、熱は出ない場合もある。	乳児期から幼児期に多い。
流行性角結膜炎	潜伏期間(2～14 日) 症状：結膜の充血・眼脂(目やに)・結膜にウイルスなどの増殖をみる。	全年齢層
急性出血性結膜炎	潜伏期間(1～3 日) 症状：異物感・充血・まぶたの腫れなど	全年齢層
腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111 など)	潜伏期間(10 時間～6 日) 症状：症状のないものから下痢(水様便)、腹痛、血便が様々な程度で現れるのが特徴。	全年齢層(発症し重症化しやすいのは子どもと高齢者)

★ その他に、感染症法一類・二類感染症(ポリオ・結核・ウイルス性肝炎など)にかかった場合も登所(園)には医師の指示が必要です。

《登所意見書(医師の意見)が必要でない主な感染症》

病 名	症 状 な ど	かかりやすい年齢及び季節
手足口病	潜伏期間(3～6 日) 症状：不機嫌→食欲不振・発熱があるときもある。 手足に米粒ほどの水泡をもった発しんができる。主に手・足・口に発しん。	生後6か月～4、5歳の乳幼児期に多い。(特に集団にいる場合) 夏期に多い。原因となる病原ウイルスが複数あるため再発することがある。
伝染性膿痂しん (とびひ)	潜伏期間(2～10 日) 症状：水疱がつぶれ、かさぶたになり円形状にひろがる。 全身いたるところにできる。	どの年齢にもみられる。 夏の終わりに多くみられる。
伝染性軟属腫 (水いぼ)	潜伏期間(2～7 週間) 症状：米粒大までの柔らかい桃色又は真珠色のいぼ。 真中がへそのようにくぼんでいることもある。	幼児期に多い。
溶連菌感染症	潜伏期間(一般に2～5 日) 症状：急性扁桃炎・咽頭炎・中耳炎。特徴的な発しんなど。	腎炎・リウマチ熱・血管性紫斑病などの慢性疾患の一部は溶連菌感染症に続いて起こるので担当医の指示を守ることが大事。
伝染性紅斑 (りんご病)	潜伏期間(4～14 日) 症状：頬に境界のはっきりした紅い発しんが特徴。	幼児期に多い。
ヘルパンギーナ	潜伏期間(3～6 日) 症状：突然の発熱・のどの痛み(水疱・潰瘍)	4歳以下の乳幼児に多い夏かぜ。
マイコプラズマ 肺炎	潜伏期間(2～3 週間) 症状：発熱・のどの痛み・全身倦怠感、咳は長く頑固であることが多い。	4～9歳位に多い。 夏から初冬に多く、4年周期の流行がみられる。
突発性発しん	潜伏期間(9～10 日) 症状：2～4日の高熱で、解熱後全身発しん。	生後6か月～1歳。 1歳をすぎて発症することはまれ。症状は現れなくてもほぼすべての子どもが免疫を獲得します。
RS ウイルス 感染症	潜伏期間(4～6 日) 症状：咳、鼻水、発熱が主症状	全年齢層(重症化しやすいのは乳児や、体力の落ちている人)

★ その他に、ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルス等)・帯状疱疹(ヘルペス)

・アタマジラミなどがあります。

★ 保育施設は、小さなお子様が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、ひとりひとりのお子様が快適に生活できることが大切です。お子様が楽しく元気に保育所生活を送れるように集団生活に適應できる状態に回復してから登所できるようにご配慮ください。

17 嘱託医（芦屋市医師会及び芦屋市歯科医師会からの推薦により委嘱しています。）

年度によって異なるため、年度毎にコドモンでお伝えいたします。

18 インクルーシブ教育・保育について

個別的配慮が必要な児童を保育所で受け入れ、他の児童との集団による保育（「インクルーシブ教育・保育」という。）を行うことにより、当該児童及び他の児童の健全な発達を促進するとともに、人格の形成に寄与し、児童の福祉の向上を図ることを目的として実施しています。

19 地域交流、子育て支援について

保育所では、お子様達が色々な人との関わりをもつことを大切するとともに、地域の子育て支援として、次のことを実施しています。

- ・ デイサービス等の地域老人施設との交流
- ・ 市内の保育所・認定こども園や幼稚園、**中学校との交流（令和8年度は中止）**
- ・ 小学校との円滑な接続を目的に打出浜小学校との交流
- ・ 園庭開放実施「おてんきひろば」（毎週月曜日午前10時～午前11時00分・午後2時30分～3時30分）
- ・ **親子体験保育「にこにこクラブ」（令和8年実地予定）**
- ・ ベビーマッサージ（月1回・火曜日10時～11時）
- ・ 子育て電話相談（毎週水曜日10時～17時30分）

20 保育の自己評価について

年に一度、保育者が自分の保育を振り返り、「保育の自己評価」を行ない、保育所全体で保育の質の向上をめざします。

- ・ 芦屋市の自己評価2回
- ・ 法人内の自己評価3回
- ・ 不適切保育に関するセルフチェック2回

21 実習生の受け入れについて

次世代の育成を担う保育士の人材育成のため、実習生の受け入れを行っています。

※**令和8年度は中止**

22 トライやるウィークの受け入れについて

「地域の人々との交流を持つことにより、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てる。」「中学生をはじめ地域の方々に保育所や子どもへの理解を得る。」ことを目的に、市内の中学2年生を5日間保育所で受け入れています。

※**令和8年度は中止**

23 非常災害時の対策

非常災害時に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防 火 管 理 者	稲庭 真希
消 防 計 画 届 出 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
避 難 訓 練	火災訓練（毎月）、消火訓練（年 2 回）、地震訓練（年 5 回）、 防犯訓練（年 2 回）、津波避難（年 2 回）、浸水避難（年 1 回）暴風避難（年 1 回）、打出浜小学校との合同避難訓練
防 災 ・ 防 犯 設 備	県警ホットライン・セコム・モニター付きインターホン・消 火器・非常灯・火災報知器・非常持ち出しリュック・非常 食・水の備蓄・湯沸し用ポット・ヘルメット等
避 難 先	・ 津波・大津波警報発令時・・・打出教育文化センター ・ 上記以外の災害発生時・・・打出浜小学校
災害発生時の連絡方法	・ コドモンでの発信 ・ 災害伝言ダイヤル ・ 保育所門扉での掲示
災 害 発 生 時 に つ い て	次ページ「災害発生時の取扱いについて」をご確認ください。
警 報 発 令 時	次ページ「災害発生時の取扱いについて」をご確認ください。
お子様の引渡しについて	「1 3 登所・降所について (3) 迎えに来られる方について」 に準じた引き渡しを行います。

<避難経路>

＜災害発生時の取扱いについて＞

- ・ 開所や保育を継続する場合でも、特別警報の発令が見込まれる場合や、施設の損傷・交通機関のマヒ等により安全な保育の実施が困難な場合は、閉所することがあります。
- ・ 災害・緊急時の保護者への連絡は、「コドモン」「災害伝言ダイヤル」「門での掲示」にて行います。「コドモン」への登録をお願いします。保護者から保育所への電話は、真に緊急の場合等のみとします。その場合でも通信障害等などの状況により対応できないことがありますので、ご了承ください。
また、災害等により閉所した場合は、保育所を再開するための施設の安全確認等が必要となるため、再開時期等については保育所から「コドモン」にてお知らせします。

1 警報・特別警報発令時

芦屋市に警報・特別警報が発令された場合の取扱いは以下のとおりです。

(特別警報とは重大な危険が差し迫った異常な状況にあり、ただちに命を守る行動を取ることが気象庁から呼びかけられているものです。)

警 報	○ 開所します。 ※ 通所中に危険なことが起こったり、<u>特別警報に変更する可能性</u>や不測の事態も起こり得るため、当日在宅される場合（育休中、仕事を休める等）は、ご家庭で保育をお願いします。公共交通機関の状況により保育できる職員が揃わない可能性もあります。
特別警報	● 午前7時時点で発令中の場合 閉所します。 ○ 午前10時までに解除された場合 施設の安全等が確認された場合、開所します。 （保育所から「開所時間」を「コドモン」にてお知らせします。また、給食はありませんので、<u>お弁当をお持ちください。</u>） ● 午前10時時点で発令中の場合 1日閉所となります。 翌日以降の開所については、特別警報が解除された場合でも、施設の安全確認等が必要となりますので、保育所から「コドモン」にて開所する時期等を連絡します。 【保育中の場合】 閉所になりますのでお迎えをお願いします。 「閉所」・「安否について」をお知らせします。

2 避難に関する情報発令時

芦屋市全域又は芦屋市の一部対象地域に対し、下表のいずれかが発令された場合の対応は以下の通りです。

高齢者等避難 【警戒レベル3】	○ 対象地域の施設 ※ 開所はしますが、開所前に発令された場合は家庭保育、保育中の場合はお迎えのご協力をお願いします。 ○ 対象地域以外の施設 開所します
避難指示 【警戒レベル4】	● 対象地域の施設は閉所します。 ※保育所から「閉所」・「安否について」・「避難の有無」「お迎えについて」等をお知らせします。

	※翌日以降の開所については保育所から「コドモン」にてお知らせします。 ○ 対象地域以外の施設 開所します
--	--

3 地震発生時

芦屋市・西宮市・神戸市東灘区のいずれかで、下記の地震が発生した場合は以下のとおりです。

震度 4 以下	○ 開所します。
震度 5 弱	○ 開所します。 ※ 保育中の場合、保育所から「安否について」お知らせします。施設の状態、交通機関のマヒ等により、閉所・休所となる可能性があることをご了承ください。 ※ 通所中に危険なことが起こったり、<u>特別警報に変更する可能性</u>や不測の事態も起こり得るため、当日在宅される場合（育休中、仕事を休める等）は、ご家庭で保育をお願いします。
震度 5 強以上	● 閉所します。 ※ 保育中の場合、閉所になりますのでお迎えをお願いします。保育所から「閉所」「安否について」お知らせします。避難する場合は「コドモン」及び「正門での掲示」により連絡する予定です。 ※ 翌日以降の開所については保育所から「コドモン」にてお知らせします。

4 津波に関する情報発令時

芦屋市を含む地域に下表のいずれかが発令された場合の対応は以下のとおりです。

津波注意報発令	○ 開所します。
津波警報発令 大津波警報発令	● 閉所します。 ※保育中の場合、指定避難所へ避難することとしています。保育所から「閉所」「安否について」「避難の有無」等をお知らせします。 ※翌日以降の開所については保育所からお知らせします

5 その他

台風、大雨等により次の気象・社会状況等となった場合、翌日以降の保育所の運営を休所する場合があります。
自然災害の種類や状況、各保育施設の状況等により、保育所による個別の判断を行う場合があります。

判断基準となる 気象・社会状況等	・ 気象庁等の情報により、大きな災害が予測される場合 ・ 鉄道事業者（本市を通る鉄道に限る。）による計画運休 ・ 芦屋市、神戸市又は西宮市の公立学校園の事前（前日から）休校・休園の決定 ・ その他、当該自然災害等への対応として、上記に類する事象
---------------------	---

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	保育所・認定こども園の損害補償
保 険 の 内 容	賠償責任保険 身体賠償：1名につき1億円 1事故につき7億円 財物賠償：1事故につき1,000万円

25 虐待防止のための措置

本保育所では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- ・人権の擁護、虐待の防止に関する必要体制を整備します。
- ・「大東保育所 虐待対応マニュアル」を活用し、職員に対する周知啓発を行ないます。
- ・職員による子どもに対する虐待の行為を禁止します。
- ・児童虐待の防止等に関する法律に基づき、虐待の早期発見、通告等を行います。
- ・不適切保育に関するセルフチェック年2回実施し、園内研修を行っています。
- ・他施設で起こった虐待等の報道を職員間で周知して啓発を行います。

26 個人情報の保護について

保育所で知り得た情報（住所・電話番号等）は、法律により開示が必要であるなどの場合を除き、保護者の了解なしに他の方にお知らせすることはありません。ただし、尿検査については、検査機関に対し保育所から①名前②年齢③性別を知らせますのでご了承ください。

27 関係機関との連携

お子様の成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のため、他の保育所、医療機関、療育機関及び保健センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

28 ビデオと写真の取り扱いについて

保育所では、個人情報保護と保育指導上の観点から、カメラ・ビデオ・携帯電話・スマートフォンによる写真・動画等（以下「写真等」という。）の撮影についての取り扱いについては以下のとおりとしています。

- ・運動会、生活発表会、4.5歳ひだまりコンサート、保育証書授与式については、行事の進行に支障がない範囲で撮影してください。
 - ・保育所で撮影した写真等については、他のお子様が映っている場合もありますので SNS 等にあげることはおやめください。
 - ・送迎時や保育参観、所内掲示物でお子様が載っている物の撮影はおやめください。
 - ・インクルーシブ教育・保育研修で撮影した写真等については、お子様が映っている場合もありますので、ご了承ください。
- また、所内での研修等に使用する場合が有りますのでご理解下さい。

29 苦情相談窓口

子育てについて保護者の皆様と保育所職員の両者が自由に話し合えることが大切です。当保育所では、相談・苦情解決責任者を下記の者としております。お気づきのこと、改善してほしいことなどがありましたら、相談・苦情解決責任者又は保育所職員まで遠慮なくお申し出ください。

1. 苦情解決責任者 稲庭 真希（所長）
2. 苦情受付担当者 永野 洋子（主任保育士）
3. 第三者委員 (1) 田中 正明（監事） [連絡先 (078) 326-5734]
 (2) 小林 誠和（監事） [連絡先 (0794) 82-2946]
 (3) 廣田 克彦（弁護士） [連絡先 (06) 6135-1200]

30 その他のお願い

- ・ 家庭から玩具・キーホルダー・絵本・食べ物等必要のないものは持ってこないようにしてください。
- ・ すべての持ち物や衣類の点検・補充と、名前の記入をお願いします。持ち物に対して過って破損や損失した場合でも弁償等はいたしませんのでご了承下さい。
- ・ 保育所の絵本の貸出し（4・5歳）期間は木曜日から翌火曜日までの5日間です。絵本は絵本用のかばんに入れて持ち運び、大切に扱いましょう。絵本用のかばんを忘れた時は絵本を借りる事ができません。破損等があった場合は弁償等お願いする事が有ります。
- ・ 住所・勤務先・勤務時間・保育時間・家族構成・緊急連絡先等の変更や、保育所を退所する事情が起きた場合は、「在職証明書」や「変更等願」を、保育所を通じて芦屋市まで提出してください。

以上

用意していただくもの

サン福祉会 大東保育所

品 目	もも 1 歳児	つくし 2 歳児	さくら 3 歳児	すみれ 4 歳児	ひまわり 5 歳児
紙パンツ（1 つ 1 つに名前を記入）	8	7	必要な方		
パンツ （トレーニングパンツでないもの）		3	3	2	2
肌着（ロンパースは不可）	2	2	2	2	2
Tシャツ（夏は半袖・春秋冬は肌着 の上に長袖）	3	3	3	2	2
トレーナー（着脱しやすいもの）	1	1	1	1	1
ズボン（長すぎず活動しやすい素 材・スカート付不可）	3	3	3	2	2
食事用エプロン	2				
口拭きタオル	2				
布団上下（カバーシーツは丸包みタ イプ）毛布不可	1 組	1 組	1 組	1 組	1 組 （7～9月のみ）
布団用バスタオル（タオルケット） 2枚一組	1 組	1 組	1 組	1 組	1 組 （7～9月のみ）
汚れ物を入れるスーパー袋	2	1	1	1	1
エコバッグ	1	1	1	1	1
コップ・コップ袋	1	1	1	1	1
フェイスタオル（体拭き用） 秋頃まで使用	1	1			
ハンカチ				1	1
水筒			1	1	1
上靴（上靴入れ）			1	1	1
絵本バッグ				1	1
水着・水泳帽子 ※プールが始まると使用します。	水着のみ プール用オムツ	1	1	1	1
水泳用巻タオル ※シャワーとプールの期間			1	1	1
竹馬					1 セット
自由画帳 ※秋頃から使用（5 歳 児のみ）					なくなり次第 各自購入

◎ すべての持ち物に名前を明記してください。数は 1 日に使う目安です。

食事用エプロン（１歳）	口拭きタオル（１歳）	コップ・コップ袋 （１～５歳）	布団上下（１～４歳） （シーツの代わりに バスタオル２枚）
			
巻きタオル（夏のみ）	エコバック（１～５歳）	上靴・上靴入れ （３～５歳）	ひも付き水筒 （３～５歳）
			
戸外遊び用ジャンパー （冬季１月～３月頃まで）			
			

★ 布団のバスタオルは金曜日に持ち帰りますので、洗濯して翌登所日に持ってきてください